

名古屋市上下水道局管理規程第8号

名古屋市水道給水条例施行規程及び名古屋市下水道条例施行規程の一部を次のように改正する。

令和8年3月26日

名古屋市上下水道局長 酒 井 雄 一

(名古屋市水道給水条例施行規程の一部改正)

第1条 名古屋市水道給水条例施行規程(平成12年名古屋市上下水道局管理規程第52号)の一部を次のように改正する。

第33条第1項第1号を次のように改める。

(1) 削除

第33条第1項第8号を削る。

(名古屋市下水道条例施行規程の一部改正)

第2条 名古屋市下水道条例施行規程(平成12年名古屋市上下水道局管理規程第58号)の一部を次のように改正する。

第41条第1項第1号を次のように改める。

(1) 削除

第41条第1項第8号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、発布の日から施行する。

(名古屋市水道給水条例施行規程の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の名古屋市水道給水条例施行規程(以下「改正後給水条例施行規程」という。)第33条第1項の規定は、令和8年4月分の料金(料金計算の基礎となる同年3月1日以後最初の1月間に係る料金をいう。)から適用し、同月分前の料金については、なお従前の例による。

3 改正後給水条例施行規程第33条第1項に掲げる者のうち、物価高騰対応生活扶助受給者等水道料金減免負担金を活用した水道料金の福祉減免の実施に関する規程（令和8年名古屋市上下水道局管理規程第9号）の規定による料金の減免を受けたものは、当該減免を受けた期間の料金について、同項の規定にかかわらず、同項の規定による料金の減免を受けることができないものとする。

（名古屋市下水道条例施行規程の一部改正に伴う経過措置）

4 第2条の規定による改正後の名古屋市下水道条例施行規程（以下「改正後下水道条例施行規程」という。）第41条第1項の規定は、令和8年4月分の下水道使用料（下水道使用料の算定の基礎となる同年3月1日以後最初の1月間に係る下水道使用料をいう。）から適用し、同月分前の下水道使用料については、なお従前の例による。

5 改正後下水道条例施行規程第41条第1項に掲げる者のうち、物価高騰対応生活扶助受給者等下水道使用料減免負担金を活用した下水道使用料の福祉減免の実施に関する規程（令和8年名古屋市上下水道局管理規程第10号）の規定による下水道使用料の減免を受けたものは、当該減免を受けた期間の下水道使用料について、同項の規定にかかわらず、同項の規定による下水道使用料の減免を受けることができないものとする。